

和泉市住居表示に関する条例施行規則

昭和40年4月1日
規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、和泉市住居表示に関する条例(昭和40年条例第8号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(住居表示を必要とする建物等)

第2条 条例第3条第1項の規定により住居表示を必要とする建物その他の工作物は、次の各号に掲げるものを除くすべての建物、その他の工作物とする。

- (1) 一時的に建築する飯場及び現場事務所
- (2) 牛舎、けい舎及び豚舎等、その他家畜の用に供するもの
- (3) 倉庫、車庫及び納屋等主たる建物の一部とみなされるもの
- (4) その他市長が住居表示を必要としないと認めるもの

(住居新築届)

第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、様式第1号によりしなければならない。

(平21規則43・一部改)

(住居番号付番等の申出)

第4条 条例第3条第2項の規定による申出は、様式第2号によりしなければならない。

(平21規則43・一部改)

(住居番号付番等決定通知)

第5条 条例第3条第4項の規定による通知は、様式第3号により行うものとする。

(平21規則43・全改)

(住居番号の特例)

第6条 条例第4条第1項の規定による住居番号の表示のうち次の各号に掲げるものについては、それぞれの建物又は工作物ごとに市長が定める。

- (1) 住宅団地等で当該建物に棟番号がつけられているもの
- (2) 区分住宅、その他主要な出入口が確認しがたいもの
- (3) 公園等広大な敷地内に建てられた建物又は工作物
- (4) その他市長が条例第4条第1項によることが適当でないと認めたもの

(平21規則43・一部改)

(住居番号の様式)

第7条 条例第4条第2項の規定による住居番号の表示の様式は、市長が別に定める場合を除き住居番号の表示(様式第4号)によるものとする。

附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

(平14規則3・全改、平21規則43・一部改)

様式第2号

(平21規則43・一部改)

様式第3号

(平21規則43・一部改)

様式第4号

住居番号表示板

単位ミリメートル

備考

- 1 左部分は、街区符号を表示するものとし、各部分には住居番号を表示するものとする。
- 2 街区符号又は住居番号が一けたの場合には中心に近い位置に表示するものとする。

3 針線の部分は白色とし、線以外の部分には暗い青色とする。